

國學院大學学術情報リポジトリ

序文：特集アメリカ福祉国家とグローバル化(2)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 根岸, 毅宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001009

特集 アメリカ福祉国家とグローバル化Ⅱ

序文

根岸毅宏

この特集「アメリカ福祉国家とグローバル化Ⅱ」は、我々の現代財政金融研究会（責任者：根岸毅宏）による4度目の特集である。今回は、グローバル化によるアメリカ経済の構造変化とアメリカ福祉国家の再編を意識しながら、これまでのアメリカ福祉国家の研究を発展させたものである。1度目の特集は「福祉国家と政府間関係の日米比較」（『國學院経済学』第60巻第1・2号合併号，平成23年5月），2度目の特集は「アメリカ福祉国家の諸相」（『國學院経済学』第61巻第2号，平成25年3月），3度目の特集は「アメリカ福祉国家とグローバル化」（『國學院経済学』第63巻第2号，平成27年3月）である。

本特集は、5つの論文と研究ノートで構成される。5つの論文は「アメリカの福祉における郡政府とNPOのパートナーシップーバージニア州アーリントン郡を具体例にー」（根岸毅宏），「アメリカにおける公的扶助の行政不服審査ー日本との比較の視点からー」（木下武徳），「オバマ政権の医療保険改革」（中浜隆），「企業年金規制の国際比較研究ーエリサ法を起点としてー」（吉田健三），「ミレニウム・チャレンジ・アカウント（MCA）の設立をめぐる諸問題」（河崎信樹）であり，研究ノートは「アメリカのNo Child Left Behind法の定着過程における州政府の反発とその論理ー2005年NCSL報告書を中心にー」（加藤美穂子）である。

まずは、これまでの特集号を簡潔に振り返ろう。1度目の特集「福祉国家と政府間関係の日米比較」では、連邦制、政府間関係、環境、福祉、保育、医療、年金の分野について8本の論文を収録した。その目的は、「日米両国における福祉国家と政府間関係のコントラストをより鮮明な形で提示」することであり、アメリカについてのキーワードを「分権」と「市場」とし、日本についてのそれを「中央集権」とした。これらの論文をもとに、平成24年1月に国際会議「福祉国家と政府間関係の日米比較」（國學院大學，有栖川宮ホール）を実施した。

2度目の特集「アメリカ福祉国家の諸相」では、福祉、職業教育・訓練、年金、芸術文化の福祉への活用について4本の論文を収録した。その目的は、アメリカ福祉国家の特質

である「分権的な小さな政府」を、「NPO等の民間部門の組織や活動の活用」と「市場メカニズムの活用、あるいは福祉国家システムと市場メカニズムの親和性」にもとづいて、さらに研究することであった。

3度目の特集「アメリカ福祉国家とグローバル化」では、福祉、年金、芸術文化の福祉への活用、国際援助について4本の論文と、米中の国際比較に関する研究ノートを収録した。その目的は、1990年代からITの普及とともに本格的にはじまるグローバル化の影響を意識して、「NPO等の民間部門の組織や活動の活用」と「市場メカニズムの活用、あるいは福祉国家システムと市場メカニズムの親和性」をさらに深化、発展させることであった。

本特集の目的は、グローバル化のさらなる進展を念頭に置きつつ、それに対応するアメリカ福祉国家の実態や特質をより具体的に明らかにすることにある。1990年代から本格化したグローバル化はアメリカを起点としている。そのため、経済の構造転換、産業の再編、それによる社会変動は何よりもまずアメリカで現れた。アメリカの福祉国家は、グローバル化の直撃に最も深刻に対峙する位置にあり、その再編は経済変動への対応例の「先進的な事例」とも言えるのである。具体的には、グローバル化の影響により生産拠点が国外に移るとともに、IT化により企業の組織構造がフラットになり中間管理職の多くが不要になり、中所得層から低所得層に転落する人々が増えた。他方で、1990年代以降に雇用が純増したのは主としてサービス業や小売業である。これらは賃金が低く、雇用主から年金や医療保険が提供されることが少なく、雇用条件は良いとはいえなかった。こうしたサービス業や小売業の仕事を、経済のグローバル化とIT化により中所得層から転落した人々に加えて、世界各地から来る移民が、とりわけメキシコを中心とする中南米からの移民が求めた。中南米からの移民は、アメリカでの稼ぎが本国の何倍にもなるため、低賃金でも、ときには最低賃金以下でも働いた¹。

こうしたアメリカ経済の構造転換に伴い、アメリカ福祉国家にも新たな課題が投げかけられる。サービス業や小売業で働く低所得者の生活不安や雇用主から医療保険を提供されない無保険者の増加は、わかりやすい例であろう。これらの新たな課題への対応の際に、アメリカ福祉国家の特質である「分権的な小さな政府」がよりいっそう明確に現れる。すなわち、第1に、税を財源として政府が強制力を伴って実施するよりも、民間部門のNPOや市場が活用されることであり、第2に、政府が何らかの施策を実施する場合でも、連邦＝州関係では州政府に、州＝地方関係では地方政府が実施するように分権的な仕組み

が活用されることである。なぜなら、アメリカ福祉国家の特質である「分権的な小さな政府」はアメリカ社会の中心的な価値である「自由と自立と自助」を反映したものであるため、新たな課題への対応においてもその中心的価値が基底になるからである。

筆者の専門である福祉分野に引きつけると、アメリカの1990年代の福祉再編では公的扶助受給者に就労を促す福祉改革が実施された。1990年代に低所得者が増えていたことを考慮すると、就労を促進する福祉改革には次のような2つの意味があったと考えられる。1つは、従来から問題視されていた福祉から抜け出せずに依存状態にいる福祉受給者を、福祉から脱出させて、就労という自助により自立させることであり、もう1つは、中所得層から転落した人々や国外からの移民が失業などを理由に貧困者に落ちた時に、短期的には公的扶助を受給しても、もう一度、就労者に戻して自助により自立させることである。そして、自らの稼ぎに基づいて自由を獲得するのである。

根岸論文は、こうした1990年代の福祉再編を前提にして、「NPO等の民間部門の組織や活動」を活用した低所得者への支援を、バージニア州アーリントン郡を具体例に検討したものである。福祉受給者や低所得者への福祉サービスの提供においては、租税を財源として政府が強制力を伴う形で社会福祉を実施するよりも、寄付やボランティアの参加といった個人の自主的な支援や協力を基盤とするNPOが活用されること、政府が実施する場合でも、こうしたNPOの存在を前提にすると、連邦政府や州政府よりも、地方政府がNPOとパートナーシップを形成してサービスを提供した方が、住民に近いだけでなくNPOも参加できるので、住民の意見やニーズを広く取り入れることが可能になることを明らかにする。

木下論文は、アメリカの公的扶助における審査請求の仕組みについて、日本との対比から特徴と課題を明らかにすることを目的とする。この論文も、アメリカの1990年代の福祉再編と関連づけると、福祉受給者への就労促進を実施する上で、審査請求が不可欠の要素であることがわかる。

アメリカにおいて公的扶助の1つであるTANFは、18歳未満の児童を扶養する家族を対象にする現金扶助であるが、1996年連邦福祉改革により、就労を促すために受給期間を生涯5年間にする抜本改革が行われた。州政府の選択によっては、さらに期間を短くすることができる。この福祉改革によって、厳格な就労指導と就労努力を怠ることへのペナルティとして福祉給付の打ち切りが行われるようになった。しかし、厳格な就労指導はともすれば行き過ぎた福祉給付の打ち切りに繋がる可能性がある。厳格な就労指導の行き過

ぎを防ぐための権利救済として審査請求を位置づけると 1996 年連邦福祉改革との関係が明確になる。

加藤研究ノートは、初等中等教育の分野における中央集権化の強まりとみなされているブッシュ政権による No Child Left Behind Act of 2001 を素材にして、2005 年の全米州議会議員連盟の資料を取り上げることで、アメリカの州＝連邦関係の分権システムにおける基本理念を抽出しようとする。グローバル化による国際競争の高まりの中で、初等中等教育における学力の向上を求める再編が進められ、「連邦教育省の画一的な運用に対するストレス」により州・地方の対抗力が「アメリカの州が全米的に団結する程度にまで高まっていた」のである。加藤は、この資料の「基本的な憲法論や州権を尊重する論理」が「内政分野一般に対する州レベルの基本スタンスと考えられる」とも指摘する。

中浜論文は、アメリカの医療保険システムを、その医療保険の主軸は民間保険であり、民間保険の規制は州政府が主導しているとした上で、低所得の無保険者が民間医療保険に加入することを促進するオバマ政権の医療改革を、医療保険規制における州政府の主導性の観点から、1990 年代の諸改革と比較する。それにより、オバマ政権の改革は民間保険に対して強く介入しているようにみえるが、医療保険規制における州政府の主導性という枠組みを損なうものではないことを明らかにする。オバマ政権の医療改革についても、民間の医療保険規制については州政府が主導するという過去からの継続性が確認できるのである。

吉田論文は、企業年金規制の米欧間の国際比較研究である。米欧間における企業年金規制の外形的な類似性を認めつつ、その体系および運用の実態において、アメリカの規制体系を「信託モデル」として、またヨーロッパのそれを「連帯モデル」として位置づける。すなわち、大陸ヨーロッパ諸国の企業年金は産業単位および労使間での諸調整を前提に、政府が具体的かつより厳格な基準を明示する「連帯モデル」であるのに対し、アメリカの年金規制は繰延賃金説に基づき、個々の雇用主と被用者を受託者と預託者のような私的関係とみなす「信託モデル」であるというのである。アメリカの年金規制の「信託モデル」に「市場メカニズムとの親和性」が現れているが、グローバル化のいっそうの進展のもと、企業年金における拠出建の貯蓄プランへの再編が「市場メカニズムとの親和性」をより増すことになるのか、さらなる研究を期待したい。

河崎論文は、G・W・ブッシュ政権期に始まった援助プログラムであるミレニアム・チャレンジ・アカウント（MCA）の創設をめぐる諸問題を検討している。MCA は、援助の相手国が民主主義と市場経済を目指した改革を行っているか否かということを経営を設

けて評価することで、援助を実施するかどうかを決定するという援助モデルである。MCA のこうした仕組みを通して、アメリカ・モデルの拡大が目指された。本論文では、その創設をめぐる議論が明らかにされているが、この MCA の仕組みが、上記で示した 1990 年代の福祉再編に現れるアメリカ国内の貧困者支援に類似することが興味深い。1990 年代のアメリカ福祉の再編は、公的扶助を就労という自助により自立を試みる人々への支援に転換したものであるが、MCA も援助の相手国が自ら民主主義と市場経済を取り入れようとすることを評価し、支援しようというのである。MCA の具体的な事例などの検討から、アメリカ国内の貧困者支援と国際援助の類似性のいっそうの解明が進むと、アメリカ福祉国家の特質が国際援助という分野からも明らかになり、アメリカの福祉国家メカニズムが国際社会に与えるインパクトが明らかになる。MCA の事例研究などへの研究の発展を期待したい。

参考文献

- A. Maechevsky & J. Theoharis, *Not Working: Latina Immigrants, Low-Wage Jobs, and the Failure of Welfare Reform*, New York University Press, 2006.
- M. H. Lopez, J. Passel, & M. Rohal, *Modern Immigration Wave Bring 59 Million to U.S., Driving Population Growth and Change Through 2065: Views of Immigration's Impact on U.S. Society Mixed*, Pew Research Center, 2015.

注

- 1 A. Maechevsky & J. Theoharis, *Not Working*. は、メキシコ移民の低賃金労働の実態を検討した研究である。また、移民の傾向は、M. H. Lopez, J. Passel, & M. Rohal, *Modern Immigration Wave Bring 59 Million to U.S., Driving Population Growth and Change Through 2065* を参照されたい。